

質疑回答書

高知市長 桑 名 龍 吾

番号	質疑事項	回答
1	契約期間内において、当該エリアの一般電気事業者が燃料調整費の諸元見直しや価格改定など行われる場合、現状の割引率を維持し追従することとなりますが、その際契約単価の見直しを協議いただくことは可能か。	原則、契約単価の見直しは行いません。ただし、電力売買契約書(案)第20条に規定する場合を除きます。
2	予備線、予備電源、自家発補給契約の有無については、本庁舎の予備電源のみの認識でお間違いないか。	間違いありません。
3	見積書に割り印は必要か。 また見積書の日付の指定あるか。	見積書への割り印は必要ありません。 また、見積書の日付は、公告(令和6年8月1日)から見積書の提出期限(令和6年9月24日)までの日付でご提出ください。
4	電力売買契約書(案)の(電気の廃止)第19条について、廃止日の1か月前に通知され所定の手続きを行います。一般送配電事業者との協議を含め必ずしも高知市が指定する日時で廃止処理が行えない可能性があることにご了承いただけるか。	本市が指定する日での廃止をお願いいたします。原則、例外は認めません。
5	市有施設において高知市の都合により電気工事を行う場合、工事負担金について弊社では負担できかねる点をご了承いただけるか。	本市の都合による工事等で発生する工事負担金については、本市が負担します。
6	仕様書 第3章 12料金の請求及び支払 について、請求書の発行は月初めから5営業日以内に前月使用分が発行されますが、当月20日のご入金サイトにてご対応可能か。	通常は、高知市会計規則に則り、請求書受理後30日以内の入金となりますが、仕様書別紙2-3「電気料金請求先一覧」に記載の請求書送付先(各施設所管課)において月初めから5営業日までに請求書を受理し、不備等がなければ、当月20日までの入金について対応可能です。なお、請求書に支払期限のご明記をお願いします。
7	受注者から買電する電力は調整後排出係数を0t-CO2/kWhとするゼロエミ化メニューの認識でお間違いないか。	間違いありません。
8	仕様書別紙2-2 施設グループ別集計及び合計のグループ概要に契約種別が記載されているが、B・Dグループがそれぞれ業務用・産業用の季節別時間帯別となっている。使用量データ及び見積書は、全て夏季・その他季の季節別(標準)の記載の為、見積書に則り作成して問題ないか。	見積書に則った作成で問題ありません。

番号	質疑事項	回答
9	<p>契約保証金につきまして、銀行が発行する銀行保証でも問題ございませんでしょうか。</p> <p>また、契約締結までに納付の場合、銀行が発行する為最低でも2週間お時間を頂く事は可能でしょうか。</p> <p>※10月4日までに結果の通知があり、10月31日までに契約締結と記載ありますが、念のためのご確認となります。</p>	<p>契約の保証は、電力売買契約書(案)第5条第1項第2号及び同条第3項の規定のとおり、銀行の保証でも問題ございません。</p> <p>また、契約締結までに納付していただく必要があることから、契約保証金の納付については、競争見積結果の通知期限から2～3週間を見込んでおります。</p>
10	<p>環境価値につきましては、受注者に帰属する認識で宜しいでしょうか。</p> <p>また、証書化の手続きは受注者対応の認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>環境価値については、受注者の帰属となります。ただし、仕様書第2章12のとおり、証書化された環境価値を受注者が本市へ供給する電気へ優先的に付与することが求められます。</p> <p>また、環境価値の証書化の手続きについては、受注者対応となります。</p>
11	<p>工場の定修時期などはあらかじめ教えて頂く事は可能でしょうか。</p>	<p>本件において本市が受注者へ電気を供給する期間(令和7年1月1日から同年12月31日までの期間)のうち、令和7年1月1日から同年同月6日まで、令和7年6月1日から同年同月27日まで及び令和7年12月20日から同年同月31日までの期間については、高知市清掃工場の定期整備を予定しております。</p> <p>なお、予定供給電力量は、高知市清掃工場の定期整備も見込んだ電力量です。</p>
12	<p>発電側課金は貴庁の負担という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>支払い方法については別途協議とさせていただきますと幸いです。</p>	<p>発電側課金については、本市の負担となります。そのため、発電側課金を電力量の見積単価には含めないようお願いします。</p> <p>また、発電側課金の支払方法については、協議により決定するものとします。</p>
13	<p>容量市場への参入は行っていますでしょうか。仮に行っていた場合の参入電源等ご教授の程よろしくお願いたします。</p> <p>※広域機関への計画提出等に係わってくる為。</p>	<p>高知市清掃工場のみが発動指令電源として容量市場へ参入しています。</p>
14	<p>見積書には「印」の記載がない為、押印不要という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
15	<p>仕様書3(4)に記載の電力量単価の単位は1円/kWhとする。と記載が有りますが電気の単価においては、小数点第2位までが契約単価となりますが「この場合において、端数は小数第2位までの値とする。」と修正して頂く事は可能でしょうか。</p>	<p>電力量単価は、契約相手方(受注者)が見積書(様式第6号)に記載した値で契約締結時に決定します。そのため、仕様書には電力量単価の小数部分についての記載は不要と考えています。</p> <p>なお、見積書に記載する値の小数部分については、公告別紙6(4)(5)のとおりです。</p>

番号	質疑事項	回答
16	本質問日から使用期間終期までに、供給地点の変更や大幅な増設・減設の可能性のある供給施設の移転工事等を予定していますでしょうか。予定している場合、工事内容を教えていただけないでしょうか。	<p>工事を予定している施設及び工事内容は、以下のとおりです。</p> <p>No.90 朝倉小学校 3相変圧器150kVA→200kVA</p> <p>No.100 介良小学校 3相変圧器100kVA→150kVA</p> <p>No.117 朝倉中学校 高圧ケーブル取替及び引込柱移設</p> <p>No.121 潮江中学校 気中開閉器及び高圧ケーブル取替 (引込柱移設の可能性あり。)</p> <p>これらの工事は、令和7年3月31日までに完了予定ですが、工事日は未定です。</p> <p>また、受変電設備工事は伴いませんが、一部施設において令和7年2月28日までに照明器具のLED化を行っているところです。対象施設については、仕様書第3章2(11)をご参照ください。</p>
17	落札後、電力会社切替え手続きに必要となる情報を確認するため、最新月の請求書の写しを提出いただくことは可能でしょうか。	<p>請求書の写しの提供はできません。</p> <p>契約締結後、必要となる事項をご提示いただければ、本市が請求書等から情報を抽出し、提供します。</p>
18	競争見積の結果の通知及び公開において、各単価の公表はないとの認識で間違いありませんでしょうか。	間違いありません。
19	<p>入札金額の積算(買電)に伴う端数処理については、下記のとおりとしてよろしいでしょうか。</p> <p>① 各月の基本料金及び電力量料金の各小計においては小数点以下第3位を切り捨てし、小数点以下第2位まで保持し、円未満の端数処理は行わない。</p> <p>② 月別合計金額は、各月毎に基本料金と電力量料金の合計金額を端数処理(円単位とし、円未満の端数は切り捨て)する。</p>	<p>見積書(様式第6号)に記入する金額(年額)の端数処理については、様式内の注意書き※4のとおりです。</p>
20	容量市場収入について、受注者が支払う買取料金との精算や還元等を行われますでしょうか。	本市の容量市場への参入に伴って得られた収入が本件における供給電気料金及び使用電気料金に影響を与えることはありません。
21	発電側課金は高知市の負担という理解でよろしいでしょうか。この場合、受注者は発電側課金相当額を考慮した見積単価を設定することとし、買取料金と別に発電側課金相当額を負担することは無いという理解でよろしいでしょうか。	番号12のとおりです。
22	一般送配電事業者の定める託送供給等約款では、「発電契約者(受注者)が一般送配電事業者の代理として、発電者(高知市)との系統連系受電契約を締結すること」と定められておりますが、仕様書の「6 電気の供給に係る協力(3)」における「その他受注者が本市から電気の供給を受けるために必要な手続」として、託送供給等約款の定めを通り、受注者と高知市との間で系統連系受電契約を締結する、ということによろしいでしょうか。	受注者が本市から電気の供給を受けるために必要な手続であれば、当該契約の締結も可能です。
23	【環境価値の帰属について】売却される余剰電力の環境価値は受注者に帰属いたしますでしょうか。	番号10のとおりです。

番号	質疑事項	回答
24	【発電側課金について】 発電側課金の対象となった場合、発電側課金は発電所側でご負担いただけるという認識でよろしいでしょうか。	番号12のとおりです。
25	【通知書類の押印について(契約後)】 契約後に毎月お送りする計量値のお知らせ等の提出資料について電子印の会社印(角印)を使用するの提出でもよろしいでしょうか。	電子印でも問題ありません。
26	【契約書について】 弊社から一般送配電事業者へ発電量調整供給申し込みを行う際に、一般送配電事業者の託送供給等約款における発電者に関わる項目に発電者として遵守することを承諾していただく必要がございます。 そのため、契約書に「託送供給等約款を発電者として順守する」という文言を追記いただけますでしょうか。 内容の変更が難しい場合、弊社様式の承諾書に捺印をいただくことは可能でしょうか。	契約書にご要望の文言を追記することは、できません。ただし、仕様書第2章6(3)に基づき必要な承諾を行います。
27	【契約保証金について】 現金納付は可能でしょうか。	可能です。
28	【履行実績調書について】 添付する書類については、契約期間を満了した契約書の写しのみでご判断いただくことは可能でしょうか。	発電所から電気を調達する契約の実績については、契約を締結したこと及び契約の全部を履行したことを証明する書類の添付が必要です。そのため、契約書の写しにその契約の全部を履行したことが記載されていなければ、添付書類としては不十分となります。 なお、需要家へ電気を供給する契約の実績については、契約書の写しのみでも構いません。
29	【燃料費等調整単価について】 燃料費調整は、需要場所管轄エリアのみなし小売電気事業者(四国電力株式会社)が公表する標準供給条件(電気標準約款)の最新の燃料費等調整算定方法による単価を適用するという認識でよろしいでしょうか。	仕様書第3章8(2)のとおりです。
30	【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。	この件については、契約後、記載内容をお示しいただいた上で、電力売買契約書(案)第21条に基づく協議を行い決定することとします。
31	【1か月分の計量データについて】 仕様書第3章11(4)に「1か月分の計量データを需要場所ごとに一括して取得できるものでなければなりません。」と記載がございますが、弊社のWEBシステム上、1か月分の計量データは需要場所ごとのダウンロードとなりますが、ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。

番号	質疑事項	回答
32	【請求書の発行について】 弊社では仕様書や契約書(案)に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
33	【計量日について】 それぞれの現在の計量日をご教示ください。	仕様書第2章4(3)及び第3章3(3)のとおり、供給、調達ともに計量日は、毎月1日です。
34	【電力供給会社について】 現在の電力供給会社をご教示ください。	現在の電気の調達先は、ミツウロコグリーンエネルギー株式会社です。
35	現在の余剰電力売却の契約者(売却先事業者)及び売却単価(税抜き)をご教示いただけますでしょうか。	現在の余剰電力の売却先は、ミツウロコグリーンエネルギー株式会社です。 売却単価については、総額見込のみ公表しているため、お教えすることはできません。
36	契約期間における清掃工場の定期点検時期等が分かる資料をご提供いただけますでしょうか。	番号11のとおりです。これ以上の内容については、契約締結後の提供となります。
37	直近1年間の清掃工場における何らかのトラブルによる計画外停止が発生した回数およびそれぞれの停止期間をご教示いただけますでしょうか。	直近1年間において、発電に大きな影響を及ぼすトラブルは発生しておりません。
38	見積書に記入する日付は入札日(または開札日)でしょうか、見積書記入日でしょうか。	番号3のとおりです。
39	開札結果は参加者全員(落札者以外)の入札金額についても公表されますでしょうか。	公告別紙10(2)のとおりです。
40	開札結果は入札を辞退した場合でも公表いただけますでしょうか。	公告別紙10(1)のとおりです。
41	発電側課金制度実施による発電者負担分は本件の契約金額とは別で発注者様にご負担いただくことでよろしいでしょうか。	番号12のとおりです。
42	各需要場所における現在の契約先(供給事業者)、基本料金・従量料金(税込)をご教示いただけますでしょうか。	現在の契約先は、番号34のとおりです。 基本料金・従量料金については、お教えできません。
43	各需要場所について、自家発補給電力の契約はありますでしょうか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力の契約はありません。
44	需要場所全体における30分実績値をいただいておりますが、各グループごと(A~D)それぞれの直近1年間30分実績値をエクセルでいただくことは可能でしょうか。	提供できません。 なお、契約締結後であれば、対応可能ですが、相当の時間を要しますのでご了承下さい。

番号	質疑事項	回答
45	<p>弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)</p>	<p>ダウンロード方法の詳細が分かりかねますが、問題ないと思われます。その場合、高知市の請求書様式、若しくはそれと同等(高知市会計規則第47条第1号に基づく。)の様式を使用し、押印のされたデータのご用意をお願いします。</p>
46	<p>Web請求書についてダウンロード可能な請求書へは電子印がされているため、請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>番号45のとおり、高知市会計規則に基づく要件を満たすものであれば、受理できます。</p>
47	<p>電子請求書が不可の場合 弊社では特別処置として紙請求書の対応を行った場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。 また、GW等長期連休時に20日頃になる可能性がございますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ※お支払いにつきましては、請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様)</p>	<p>問題ありません。 仕様書別紙2-3「電気料金請求先一覧」に記載の請求書送付先(各施設所管課)において請求書を受領し、不備等がなければ、高知市会計規則に則り、請求書受領後30日以内に入金させていただきます。</p>
48	<p>弊社より発行される毎月の請求書は各施設を1枚にまとめた一括の請求書、または各施設につき1枚の請求書発行方法のみとなります。複数施設を1枚にまとめて発行するグループ請求書の発行には対応できません。ご了承いただけますでしょうか？</p>	<p>問題ありません。 グループ請求書の発行が必要な施設はありません。</p>
49	<p>弊社の請求書は、原則、翌月10日より順次Webサイト上で開示、請求書受領後30日以内に振込となります。なお年度末でも同様の対応となりますが、ご了承いただけますか。 ※分散検針の施設(検針日が1日以外)につきましても通常月と同様の対応になりますので、ご注意ください。 例 5日検針日 2月使用分 2/5～3/4までの請求書→翌月4/10頃にwebサイトへ掲載 3月使用分 3/5～4/4までの請求書→翌々月5/10頃にwebサイトへ掲載 電子化以降、紙での請求書原本の到着はございません。</p>	<p>問題ありません。</p>
50	<p>施設において建築・増築にかかる移転はございますか。また、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますでしょうか。 また、契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。 ※契約開始直後:直近6か月前後(23年4月供給開始の場合⇒対象:22年10月～23年6月)</p>	<p>予定する工事については、番号16のとおりです。 また、工事作業及び工事申込に関する協議の時期については、原則、契約相手方が示す時期を基本としますが、突発的な工事についてはその限りではありません。</p>

番号	質疑事項	回答
51	<p>燃料費調整額の使用について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、上記について契約書への条文追加・変更は可能となりますでしょうか。</p>	<p>番号29のとおりです。</p>
52	<p>当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更(みなし一般電気事業者の燃料費調整額の算定の変更を含む)が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。</p> <p>弊社は当該地域管轄電力会社と結んでいます契約内容(電気需給約款、託送供給約款)に基づいて入札額(入札単価)を決定しているため、協議不可の場合は弊社の入札への不参加となる場合がございます。</p>	<p>番号1のとおりです。</p>
53	<p>再生可能エネルギーを供給するにあたりまして確認となりますが、電気価値の指定は無し、非化石価値は「再エネ指定非化石証書の適用による実質再エネ電力」の供給という事で、認識の齟齬はありませんでしょうか。</p> <p>また非化石証書については、「トラッキングの有無」についてのご教示と、「FITと非FITの指定は無い(どちらでも可)」という認識でお間違いございませんか？</p>	<p>受注者が本市へ供給する電気そのものの諸元については、問いません。一方、非化石証書については、仕様書第2章12(2)のとおり、本市が受注者へ供給する電気に付随する環境価値を証書化したものを優先的に付与していただきます。</p> <p>また、トラッキングの有無については問いませんが、トラッキングは上記の環境価値を証書化したものを優先的に付与したことを示す上で有効と考えられます。</p> <p>なお、証書の種類の指定については、仕様書第2章12(2)①にあつては非FIT非化石証書(再エネ指定あり)、②にあつては非FIT非化石証書(再エネ指定なし)、③にあつては不問です。</p>
54	<p>再生可能エネルギー供給を含む契約について、契約完了後に発行する「特定電源割当証明書」について年度毎の更新になるため、発行までにかかりのお時間となります。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>契約期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度(2024年)4月～本年度(2025年)3月 → 来年度(2025年)8月以降 ・本年度(2024年)8月～次年度(2025年)7月 → 次々年度(2026年)8月以降 ・本年度(2025年)2月～次年度(2026年)1月 → 次々年度(2026年)8月)以降 <p>※年度を跨いだ契約につきましては、契約完了後翌年度の8月以降の発行になります。年度毎の更新となるため年度を跨いだ契約については半期に提出する特定電源割当証明書のみ提出可能な場合があります。</p>	<p>問題ありません。</p>

番号	質疑事項	回答
55	<p>電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「各施設ごとの直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。データ等をお持ちでなく提供が不可ということでしたら落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能となりますでしょうか。</p> <p>当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこういった対応も難しいでしょうか。</p> <p>こちらも落札後の対応となります。</p>	<p>契約締結後であれば、「各施設ごとの直近1年分の30分値データ」のエクセルデータの提供は、対応可能です。</p>
56	<p>落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。</p>	<p>番号17のとおりです。</p>
57	<p>契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。</p>	<p>現在のところ、契約電力変更の予定等はありません。変更が必要となった場合には、協議を行うこととなりますが、単価に関することについては、番号1のとおりです。</p>
58	<p>契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>質疑事項の内容に該当する場合には、電力売買契約書(案)第21条に基づく協議を行った上で対応を決定いたします。</p>
59	<p>契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。</p> <p>例: 契約電力:〇〇kW 最大需要電力実績:2024年1月 〇〇kW</p>	<p>契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設である「No.1 本庁舎」と「No.45 高知市卸売市場」の令和6年8月23日現在の契約電力は、仕様書別紙2-2のとおりです。</p> <p>また、直近1年間の最大需要電力の実績値は、以下のとおりです。</p> <p>No.1 本庁舎 2024年7月 772kw</p> <p>No.45 高知市卸売市場 2024年7月 712kw</p>
60	<p>調達期間において、電気の調達を廃止する可能性のある需要場所については、新設後1年未満での地点廃止には該当しないという理解でよろしいでしょうか。該当する場合、一般送配電事業者から小売電気事業者へ請求が行われる清算金をご負担いただくこととなる可能性がございます。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>